

奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱

平成26年10月1日奈良市教育委員会告示第16号

奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準を定めて手続きを明確化するとともに、「奈良市幼保再編基本計画」（平成25年1月策定）及び「奈良市幼保再編実施計画」（平成25年7月策定）を推進することを目的とする。

(園児募集停止基準)

第2条 当該年度における園児募集の結果、翌年度に2年保育で入園予定の園児の応募数が15名未満で、かつ、翌年度の在園予定園児数が30名未満となる園については、翌年度における募集分から園児募集を停止することとする。ただし、統合再編により園児募集を停止する場合及び地域により特別の事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

2 園児募集を停止するにあたっては、園児募集に係る入園予定者及び地域に対し事前に説明を行い、翌年度以降具体的な統合再編に着手することとする。

3 園児募集を停止することとなった園において、翌年度の在園予定園児数が30名以上になると見込まれる特別の事情がある場合は、園児募集の停止措置を解くことができる。

(休園及び閉園基準)

第3条 翌年度に在園する園児が0名となる幼稚園については、翌年度の閉園の手続きを行うことができる。ただし、統合再編により閉園の手続きを行う場合は、この限りでない。

2 当該年度の途中で在園する園児が0名となった幼稚園については、その時点から休園の手続き及び翌年度の閉園の手続きを行うことができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関して必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(現に休園中の幼稚園に関する特例)

2 この要綱の施行の際現に休園している幼稚園については、この要綱の規定にかかわらず、平成27年度分の園児募集を停止し、平成26年度末をもって閉園の手続きを行うこととする。